

平成 15 年 10 月

農林水産技術会議事務局

## 「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」検討会の設置について(案)

### 1 趣旨

遺伝子組換え作物を用いた栽培実験の生物多様性影響がないことについては、現在は「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」に基づき、今後はカルタヘナ法による第1種使用規程の承認を通じ確保されることとなる。

この生物多様性影響がないことの確保とは別に、同種栽培作物との交雑や混入の防止、情報提供などについては、これまで独立行政法人毎に個別の対応がとられてきている。

このため、遺伝子組換え作物の栽培実験上の留意点及び情報提供について指針を策定し、円滑な実験の実施を図るため、検討会を設置する。

### 2 検討事項

「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」について

### 3 運営

- (1) 検討会は、学識経験者、消費者、マスコミ関係者、独立行政法人研究者等の委員から構成する。
- (2) 検討会の座長は、構成員の互選をもって選任する。
- (3) 検討会の庶務は農林水産技術会議事務局技術安全課において行う。

### 4 スケジュール

平成15年11月に第1回の検討会を開催し、16年2月にとりまとめ

(注1)「第1種使用規程承認組換え作物」とは、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づき承認された第1種使用規程に記載されている作物をいう。

(注2)「カルタヘナ法」とは、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」をいう。